

不動産の鑑定評価に関する法律

実務修習業務規程の認可または変更認可

1. 案内情報

- ① 手続名 : 実務修習業務規程の認可または変更認可
- ② 手続根拠 : 不動産の鑑定評価に関する法律第14条の9
- ③ 手続対象者 : 実務修習機関
- ④ 提出時期 : 実務修習業務の開始前まで（当初認可）
変更後の実務修習業務の開始前まで（変更認可）
- ⑤ 提出方法 : 申請書に実務修習業務規程を添え国土交通大臣に提出してください。（当初認可）
不動産の鑑定評価に関する法律施行規則第12条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書に変更後の実務修習業務規程を添えて国土交通大臣に提出してください。（変更認可）
- ⑥ 手数料 : なし。
- ⑦ 添付書類・部数 : 添付書類は、実務修習業務規程
部数については届出書・添付書類とも1部
- ⑧ 申請書様式 : 実務修習業務規程（変更）認可申請書
- ⑨ 記載要領・記載例 : 国土交通省土地・建設産業局企画課へお問い合わせください。

2. 窓口情報

- ① 提出先 : 国土交通省土地・建設産業局企画課
- ② 受付時間 : 執務時間内をお願いします。
- ③ 相談窓口 : 国土交通省土地・建設産業局企画課

3. 手続情報

- ① 審査基準 : 不動産の鑑定評価に関する法律施行規則第13条
- ② 標準処理期間 : （特に定めなし）
- ③ 不服申立方法 : （行政不服審査法の規定による）

日

付

国土交通大臣 殿

申請者名

代表者名（法人の場合に限る）

実務修習業務規程認可申請書

不動産の鑑定評価に関する法律第14条の9前段の規定に基づき、実務修習業務規程を別添のとおり定めたので申請します。

日 付

国土交通大臣 殿

申請者名

代表者名（法人の場合に限る）

実務修習業務規程変更認可申請書

不動産の鑑定評価に関する法律第14条の9後段の規定に基づき、実務修習業務規程を別添のとおり変更したので申請します。